

◇大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

- 1 火災の発生のおそれのある蓄電池設備の範囲、蓄電池設備等の位置、構造及び管理に関する基準並びに設置の届出をしなければならない蓄電池設備の範囲を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、令和6年1月1日から施行することにしました。

(消防局予防部規制課)